

## 東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町景観条例（平成28年東浦町条例第24号）に基づき、ぶどう畑に東浦町の良好な景観の形成に寄与する自然色ネットを設置しようとする者に対して交付する東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自然色ネット（黒色、茶色等の周辺の景観に馴染む違和感のない色彩からなる防風、目隠し等の目的でぶどうの生産に使用するネットをいう。以下同じ。）を新品で購入する者（オークション、フリーマーケットその他町長が適当でないと認める取引による購入を除く。）
- (2) 自然色ネットを町内のぶどう畑（ぶどうを生産していると町長が認める畑に限る。以下同じ。）に設置した者
- (3) 町税を滞納していない者
- (4) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (5) その他町長が補助金の交付を不相当と認める者でない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自然色ネットの購入費用のうち、実際に自然色ネットを設置した面積分に係るものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額が3万円を超える場合は3万円を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

2 補助金の交付は、同一年度において、1世帯かつ一体となつてぶどうを生産していると町長が認めるぶどう畑につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町自然色ネット購入補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、自然色ネットを購入する前かつ補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに町長に提出するものとする。

- (1) 自然色ネットを設置しようとするぶどう畑の場所が確認できる書類
- (2) ぶどう畑に自然色ネットを設置しようとする箇所が確認できる書類及び写真
- (3) 購入しようとする自然色ネットの色、規格、金額等の明細が確認できる書類

- (4) 納税証明書等町税の未納がないことが確認できる書類
- (5) 住民票の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項第4号又は第5号（同項第5号の書類については町内に住所を有する者に限る。）は、町税納付状況等確同意書（様式第2）をもってこれに代えることができる。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上、補助金の交付の可否を決定し、東浦町自然色ネット購入補助金交付・不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付決定後、第5条に規定する申請を変更しようとする場合は、東浦町自然色ネット購入補助金交付変更承諾申請書（様式第4）に変更の内容が確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上、変更の可否を決定し、東浦町自然色ネット購入補助金交付変更承諾・不承諾通知書（様式第5）を交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象年度の3月15日までのいずれか早い期日までに、東浦町自然色ネット購入補助金実績報告書（様式第6）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 自然色ネットを設置した箇所及び面積が分かる書類
- (2) 自然色ネットを設置した箇所が確認できる写真
- (3) 自然色ネットの購入店、購入日、購入金額、製品名及び申請者の氏名が確認できる領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助対象者からの請求により、補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、東浦町自然色ネット購入補助金請求書（様式第7）を町長に提出することにより行うものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(検査等)

第11条 町長は、補助対象者に対し補助金の交付に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

様式第1（第5条関係）

東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所 .....  
氏 名 .....  
電 話 .....

次の事業を実施するため補助金の交付を受けたく、東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助対象経費の内訳

内 容（色）	数 量	単 価	算 定 金 額
合 計			

3 自然色ネットの設置場所

知多郡東浦町大字 \_\_\_\_\_ 字

4 自然色ネット設置の開始及び完了予定日

\_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

注意事項

申請の際は、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 自然色ネットを設置しようとするぶどう畑の場所が確認できる書類
- (2) ぶどう畑に自然色ネットを設置しようとする箇所が確認できる書類及び写真
- (3) 購入しようとする自然色ネットの色、規格、金額等の明細が確認できる書類
- (4) 納税証明書等町税の未納がないことが確認できる書類
- (5) 住民票の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類（必要がない場合は提出不要）

(表)

様式第2 (第5条関係)

町税納付状況等確認同意書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所.....  
氏 名.....  
生年月日.....年 月 日

東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況及び住民票の世帯状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）及び住民票の写しの添付が必要となります。（手数料 円及び 円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

課長

課長

東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税に未納がないことの有無を照会します。

【 課職員確認欄 】

上記の申請者については、町税の未納が  ある  ない ことを確認した。

年 月 日

確認者 \_\_\_\_\_

(裏)

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

課長

課長

東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金の交付に必要なため、上記申請者に係る世帯状況について照会します。

【 課職員確認欄 】

上記の申請者の世帯状況については、別添の住民票の写しのとおりである。

年 月 日

確認者 \_\_\_\_\_

様式第3（第6条関係）

東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金 交付 決定通知書  
不交付

第 号  
年 月 日

(申請者氏名)

東浦町長

年 月 日付で申請のあった 年度東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付については、東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付要綱の規定により下記のとおり決定します。

記

1 交付金額（該当する方にレ点）

交付する

金 \_\_\_\_\_ 円

不交付とする

(理由: \_\_\_\_\_ )

2 交付の条件

- (1) 自然色ネット（黒色、茶色等の周辺の景観に馴染む違和感のない色彩からなる防風、目隠し等の目的でぶどうの生産に使用するネットをいう。以下同じ。）を新品で購入する者（オークション、フリーマーケットその他町長が適当でないと認める取引による購入を除く。）
- (2) 自然色ネットを町内のぶどう畑（ぶどうを生産していると町長が認める畑に限る。以下同じ。）に設置した者

様式第4（第7条関係）

東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金変更承諾申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、東浦町ぶ  
どう畑の自然色ネット購入補助業に係る計画を下記により変更したいので、承諾  
していただきたく申請します。

記

1 補助事業等の変更

(1) 変更の内容

(2) 変更の理由

(3) 変更の効果及び影響

2 補助対象者の変更

(1) 新補助対象者の氏名

(2) 変更年月日 年 月 日

様式第5（第7条関係）

東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金変更 承諾書  
不承諾

第 号  
年 月 日

(申請者氏名)

東浦町長

年 月 日付けで変更承諾申請のあった 年度東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付については、東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付要綱の規定により下記のとおり決定します。

1 交付金額（該当する方にレ点）

承諾する

金 \_\_\_\_\_ 円

不承諾とする

(理由: \_\_\_\_\_ )

2 交付の条件

- (1) 自然色ネット（黒色、茶色等の周辺の景観に馴染む違和感のない色彩からなる防風、目隠し等の目的でぶどうの生産に使用するネットをいう。以下同じ。）を新品で購入する者（オークション、フリーマーケットその他町長が適当でないと認める取引による購入を除く。）
- (2) 自然色ネットを町内のぶどう畑（ぶどうを生産していると町長が認める畑に限る。以下同じ。）に設置した者



様式第7（第9条関係）

東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付請求書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所 .....  
 氏 名 .....  
 電 話 .....

年 月 日付け 第 号で決定通知のありました東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額  
 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協		本支店名	店						
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号								
(カタカナ) 口座名義人 (漢字)										